

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月12日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期（自 2018年12月1日 至 2019年2月28日）
【会社名】	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
【英訳名】	LEVI STRAUSS JAPAN KABUSHIKI KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 パスカル・センコフ
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03（5785）5600（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンスコントローラー 阿部 禎人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03（5785）5600（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンスコントローラー 阿部 禎人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 第1四半期 累計期間	第38期 第1四半期 累計期間	第37期
会計期間		自2017年 12月1日 至2018年 2月28日	自2018年 12月1日 至2019年 2月28日	自2017年 12月1日 至2018年 11月30日
売上高	(百万円)	3,652	3,711	14,441
経常利益	(百万円)	340	39	625
四半期(当期)純利益	(百万円)	289	22	606
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	5,213	86	86
発行済株式総数	(千株)	28,952	5,790	5,790
純資産額	(百万円)	3,166	3,505	3,483
総資産額	(百万円)	7,225	8,096	7,193
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	50.10	3.86	104.84
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	43.8	43.3	48.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は2018年6月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第1四半期累計額及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

（1）財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当社の第1四半期累計期間における売上高は、前年同四半期比58百万円増の37億11百万円（前年同四半期比1.6%増）となりました。小売店の冬物商戦は、前年度は年度始めの新商品のレディースボトムスの発売効果もあり非常に力強いものとなりましたが、当年度は暖冬の影響を受け鈍い出足となりました。しかしながら、2月上旬に発売した新商品のボトムスが好評で巻き返しを図りました。一方直営店舗では前年度の新規店舗の開店及び強化したトップスの品揃えが功を奏し売上が堅調に推移しました。

また、前年度同様に収益性の高い販売ができたため返品調整引当金戻入後の差引売上総利益は、前年同四半期比56百万円増の19億12百万円（前年同四半期比3.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、新商品への広告宣伝費への投資や新規店舗の店舗運営費用、賃貸料等の販売費が増加したため前年同四半期比3億57百万円増加の18億81百万円（前年同四半期比23.5%増）となりました。

この結果、営業利益及び経常利益は、それぞれ31百万円（前年比3億1百万円の減少）、39百万円（前年比3億1百万円の減少）となり、四半期純利益は22百万円（前年比2億67百万円の減少）となりました。

財政状態

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて9億2百万円増加し、80億96百万円となりました。これは、主に現金及び預金が7億85百万円、商品が8億48百万円増加し、売掛金が7億8百万円減少したことによるものです。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて8億80百万円増加し、45億91百万円となりました。これは、主に買掛金が11億12百万円増加し、未払金が1億13百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて22百万円増加し、35億5百万円となりました。これは、四半期純利益により利益剰余金が増加したことによるものです。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（3）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,160,000
計	20,160,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2019年4月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,790,400	5,790,400	株式会社東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	5,790,400	5,790,400		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年12月1日～ 2019年2月28日	-	5,790,400	-	86	-	1,509

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」について、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,778,200	57,782	-
単元未満株式	普通株式 7,200	-	-
発行済株式総数	5,790,400	-	-
総株主の議決権	-	57,782	-

【自己株式等】

2018年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社	東京都港区南青 山一丁目1番1 号	5,000	-	5,000	0.08
計	-	5,000	-	5,000	0.08

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2018年12月1日から2019年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2018年12月1日から2019年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年11月30日)	当第1四半期会計期間 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	926	1,712
売掛金	1,665	956
商品	2,773	3,621
未収消費税等	407	181
短期貸付金	0	0
その他	219	341
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	5,991	6,815
固定資産		
有形固定資産	633	610
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	568	670
固定資産合計	1,201	1,281
資産合計	7,193	8,096
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,621	2,733
未払金	989	876
返品調整引当金	182	150
資産除去債務	3	37
その他	501	418
流動負債合計	3,298	4,216
固定負債		
資産除去債務	272	238
その他	139	136
固定負債合計	412	374
負債合計	3,710	4,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	86	86
資本剰余金	1,509	1,509
利益剰余金	1,909	1,932
自己株式	22	22
株主資本合計	3,483	3,505
純資産合計	3,483	3,505
負債純資産合計	7,193	8,096

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)
売上高	3,652	3,711
売上原価	1,728	1,732
その他	58	97
売上総利益	1,865	1,880
返品調整引当金繰入額	8	-
返品調整引当金戻入額	-	32
差引売上総利益	1,856	1,912
販売費及び一般管理費	1,523	1,881
営業利益	332	31
営業外収益		
受取手数料	3	2
為替差益	6	7
雑収入	0	0
営業外収益合計	10	10
営業外費用		
支払利息	2	1
雑損失	0	0
営業外費用合計	2	2
経常利益	340	39
特別損失		
固定資産除却損	0	8
特別退職金	2	1
特別損失合計	2	9
税引前四半期純利益	337	30
法人税等	48	8
四半期純利益	289	22

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る減価償却費を含む。)は次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)
減価償却費	31百万円	40百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当金のうち、配当の効力発生が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当金のうち、配当の効力発生が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)

当社は、商品内容及び製造方法ならびに顧客の種類の類似性等から判断して、区別すべき事業セグメントの重要性が乏しいため、報告セグメントはリーバイスジーンズ事業を中心とした単一であることから、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)

当社は、商品内容及び製造方法ならびに顧客の種類の類似性等から判断して、区別すべき事業セグメントの重要性が乏しいため、報告セグメントはリーバイスジーンズ事業を中心とした単一であることから、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)
1株当たり四半期純利益	50円10銭	3円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	289	22
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	289	22
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,785	5,785

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2018年6月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年4月12日

リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 雅弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリーバイ・ストラウス ジャパン株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間（2018年12月1日から2019年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（2018年12月1日から2019年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社の2019年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。